

島根大学教育学研究科における教員養成の質保証に向けた取り組みの理念と実践

Policies and Practices for the quality assurance of teacher training in the Graduate School of Education at Shimane University

佐々木 直 樹*

Naoki SASAKI

河 添 達 也***

Tatsuya KAWASOI

野 口 寿 一**

Toshikazu NOGUCHI

猫 田 英 伸****

Hidenobu NEKODA

要 旨

本稿は、島根大学教育学研究科における教育の質保証の取組について、平成26年度に実施した具体的取組を整理し、その成果と課題を明らかにした。特に、教職大学院に準ずる試みとして実施してきた大学院教育実習を軸とする独自の取組について詳述し、大学院教育における質保証の連続性を概観した。

〔キーワード〕 質保証, 3つのポリシー, 大学院教育実習

I はじめに

島根大学では、平成24年7月に「島根大学教育質保証委員会規則」を制定し、以下の4項目について審議を開始した。

1. 本学の教育の質保証に係る基本方針に関すること
2. 本学の教育の質保証に係る方策の策定に関すること
3. 本学に教育の質保証に係る点検、評価及び改善に関すること
4. その他教育の質保証に関する重要事項

教育学研究科ではこの規則に基づいて、平成25年度の大学院教育に関する質保証報告書を同委員会に提出したが、本稿では、その様式を踏襲して平成26年度の質保証を省察し、考察を行うことで、広くその実態の公表を試みるものである。

次章では、まず、質保証の尺度となる研究科の目的、学位授与方針、学修到達目標、教育課程編成方針、コースワークについて明示し、質保証を担保する教育課程の構造を明らかにする。

* 島根大学教育学部附属FD戦略センター兼任教員（芸術表現教育講座）

** 元島根大学教育学部附属FD戦略センター兼任教員（心理・発達臨床講座）

*** 元島根大学教育学部附属FD戦略センター兼任教員（芸術表現教育講座）

**** 島根大学教育学部（言語文化教育講座）

その後、研究成果である「修士論文」および「特定の課題についての研究」の審査に関する現状をまとめ、それ以外の学修成果について考察を行う。特に、教職大学院に準ずる試みとし平成20年度の改組時に取り入れた大学院教育実習を軸とする独自の取組について詳述し、本研究科独自の質保証に向けた取り組みとその成果について明らかにする。

II 大学院教育におけるカリキュラム構成

本節では、島根大学教育学研究科における大学院教育の質保証システムについて、カリキュラムの面から概観する。大学院教育の目的を達成するための学位授与方針と到達目標について確認し、質保証の観点から、カリキュラム構成とコースワークについて述べる。

1. 大学院教育の目的

大学院教育学研究科の教育目的については、島根大学大学院研究科規則第1条の2において「研究科は、専門分野に関する高度の専門知識及び研究能力を修得させ、高度な教育的実践力の育成を図ることを目的とする」と定めている。この目的を達成するために、本研究科では以下のような学位授与方針を策定し、それに基づく学習到達目標と教育課程編成方針を定めている。

2. 学位授与方針

基準となる単位数を修得し、次の資質・能力を身につけたと認められる学生に対し修了を認定し学位（修士(教育学)）を授与する。

- ① 専門分野に関する高度な専門的知識や能力を身につけ、学校教育について深く理解することができる。
- ② 現代社会の教育的課題について、広い視野から多面的・総合的に考え判断することができる。
- ③ 学校教育に関連する多様な課題に強い関心を持ち、その具体的な解決に向けての実践的研究を教育現場の中で意欲的に行うことができる。
- ④ 卓越した科学的知見と研究能力を、人間育成に関わるあらゆる場面で効果的に発揮し、社会に貢献することができる。

3. 学習到達目標（ラーニング・アウトカム）

本研究科には次の2専攻、10コースを設置している。

表1 教育学研究科の組織・編成

教育実践開発専攻	学習開発コース 臨床心理コース 発達臨床コース
----------	-------------------------------

教育内容開発専攻	言語系教育コース (国語教育分野／英語教育分野) 社会系教育コース 数理系教育コース 自然系教育コース 生活系教育コース (技術教育分野／家政教育分野) 健康系教育コース 芸術系教育コース (美術教育分野／音楽教育分野)
----------	--

本研究科ではこれらのコースの到達目標について以下のとおり定めている。

教育実践開発専攻臨床心理コースを除く 9つのコースにおいては、島根大学教育学部において育成を目指している「教師力」の更なる伸長を目指す。「教師力」とは教育現場で教員として活躍するために求められる力であり、具体的には以下に示す 3 分野10項目を学習到達目標として設定する。

- ① 教育実践研究力 (学習者を理解し、身につけた知識や技能で教育を実践する力) の分野
 - i. 学校理解：学校での教育実践を、不透明化が進む現代社会の急速な変化と関連づけて捉えたり、多様な背景を持つ子どもからなる学級を適切に経営したりすることができる。
 - ii. 学習者理解：生徒指導・教科指導、特別支援教育など諸課題の実態を踏まえ、発達段階に合わせて多様な人間関係を結ぶ力を身につけさせることで学びを深め合う学習者集団を組織することができる。
 - iii. 教科基礎知識・技能：様々な言語活動や協働的な学習活動を展開し、思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、グローバル化や情報化に対応するために必要となる専門領域に関する知識や技能を身につけている。
 - iv. 授業実践：理論と実践の往還的観点から、具体的なデータをもとに授業を構想・実践するとともに、授業実践を客観的に評価することができる。

- ② 対人関係構成力 (相手や目的に応じて適切なコミュニケーションを行う力) の分野
 - v. リーダーシップ・協力：大学院における学習・研究、社会参加、学会・研究会参加など、多様な集団活動の場面においてリーダーシップをとったり、協力したりすることができる。
 - vi. 社会参加：社会的な要請や自己の関心・専門性を活かして社会的な活動に参加するとともに、自らの科学的知見や研究能力を発揮することで社会に貢献することができる。
 - vii. コミュニケーション：子どもと関わる場面や社会的な場面、研究的な場面のそれぞれにおいて、相手や目的に応じて専門的知識・技能を活かした適切かつ効果的なコミュニケーションを行うことができる。

- ③ 自己深化創造力 (必要な情報をさまざまな方法で探したり発信したりして、自己の知識や能力を深める力) の分野

- viii. 探求力：急速に進展する社会からのニーズに応じて、問題意識や専門的な知識・技能など高度な職能を主体的に養うことができる。
- ix. 教師像・倫理：社会人としての人間観・倫理観を基盤としながら、高度な専門性を有する教師として特に必要な倫理観や理想とする教師像を持ち、日常の教育実践や教育研究を行うことができる。
- x. リテラシー：社会的あるいは専門的な情報について、教育や研究場面においてさまざまな方法で受容したり発信したりするとともに、ICTメディアリテラシーについて子どもたちに適切な指導を行うことができる。

また、教育実践開発専攻臨床心理コースでは、学校教育現場等で活躍できる臨床心理士の育成を目指す。そのため、臨床心理コースについては臨床心理士に求められる高度な専門性を学習到達目標として別に設定している。

① 臨床心理査定に関する分野

- i. 心理査定法の基礎知識と基礎技能の習得：多様な心理査定法を習得し、正確で信頼できる生きた資料作りに基づいた臨床心理査定を行う技能を身につけている。
- ii. 心理査定法の実践：対象となるユーザーの条件に応じた、臨床心理査定への導入の仕方、臨床心理査定法の選び方、テストバッテリーの組み方、判断の基準、結果を報告する際の焦点などを実践することができる。

② 臨床心理面接に関する分野

- iii. 臨床心理面接の基礎技能の習得：臨床心理面接の基礎理論や技術に関する専門知識をもとに、対話、非言語的コミュニケーション、および関係理解を通して、他者の心のあり方を適切に感じ取ることができる。
- iv. 臨床心理面接の実践：実際の臨床心理事例に接し、来談者の抱える問題や困難さ、病理に応じた対応を実践するとともに、自身の対応について個別的なスーパービジョンから学びを深め、臨床心理面接実践における基本的態度や、面接関係を生きる技能を身につけている。

③ 臨床心理学的地域援助に関する分野

- v. 臨床心理学的地域援助の基礎知識と査定技能の習得：対象となるユーザーをとりまくコミュニティに対する援助を行うための、基礎知識と査定力を身につけている。
- vi. 臨床心理学的地域援助の実践：対象となるユーザーの条件に応じて、コミュニティにおけるコンサルテーションやソーシャルサポート、他職種との連携を実践するための技能を身につけている。

④ 臨床心理学研究に関する分野

- vii. 統計を用いた量的研究や質的データの分析および臨床心理事例に基づく事例研究について

て、妥当性や信頼性という観点から適切に判断する力、そして、自らが研究を実践し、成果を発表することができる。

4. 教育課程の編成

本研究科では、学部卒業生向けの2年間のストレートマスターコースと、「大学院設置基準第3条第3項」の規定に基づく現職教員向けの1年短期履修コースを、以下5つの教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき設置している。

1. 「専攻共通科目」では、高度な専門性に立脚しながら学校教育の具体的・実践的課題を追求する教育実践・研究力の養成を図る。
2. 「専門科目」では、「理論と実践の融合」の観点から、教科や教職に関する高度な専門的知識と新たな学びを展開できる実践的指導力の養成を図る。
3. 「課題研究」では、学生一人一人の個性や問題意識に沿いながら課題探求力及び学究的態度の養成を図る。
4. 「学校教育実践研究（教育実習）」では、授業研究力を中心とする学校教育研究力及び総合的な人間力の養成を図る。
5. 現職教員を対象とした「1年短期履修コース」では、上記（1）～（3）の力を養いつつ、優れたスクールリーダーとしての力量の養成を図る。

1年短期履修コースは、鳥根・鳥取両県教育委員会の要請を受け、教員としての実務経験を有する者（概ね、教職経験3年以上でありかつ任命権者の推薦等による）に対し、通常のストレートマスターコースに替わる特別教育コースとして設置されている。その教育内容においては、「修士論文に代わる特別課題研究の提出」、「入学前教育の実施」等、教育課程・教育方法等に特段の措置を講じて、現職教員が自ら求める専門職性向上に寄与するものとなっている。なお、1年短期履修コース在学者もストレートマスターコース在学者と同様、いずれかの専攻およびコースに所属することになる。

また、通常のストレートマスターコースにおいても、社会人の受け入れを推進するために、「大学院設置基準第14条」（修士課程の教育方法の特例）の適用を行っている。具体的には、第1年次は在職先を離れて大学院での学業に専念し、修士課程修了に必要な30単位のうち、26単位程度を履修する。第2年次には在職先へ復帰し、週1回以上通学し残りの単位を履修するとともに、修士論文（又は特定の課題についての研究）の指導を受ける。

5. コースワークおよび研究指導

前述の教育課程編成方針に沿って、専攻共通科目、専門科目、課題研究、自由選択科目の4つの科目群からなる枠組みのもと、コースワークおよび研究指導を行っている（表2）。

表2 各専攻（コース）の教育課程

		教育実践 開発専攻 (学習開発・ 発達臨床)	教育実践 開発専攻 (臨床心理)	教育内容 開発専攻	教育実践 開発専攻 (1年短期 履修)	教育内容 開発専攻 (1年短期 履修)
専攻共通科目		8単位	8単位	8単位	6単位	6単位
内訳	教育実践開発研究	2単位	2単位			
	教育内容開発研究			2単位		
	情報リテラシー開発演習	2単位	2単位	2単位		
	学校教育実践研究	4単位*		4単位*		
	臨床心理基礎演習Ⅰ		1単位			
	臨床心理基礎演習Ⅱ		1単位			
	臨床心理実習Ⅰ		1単位			
	臨床心理実習Ⅱ		1単位			
	学校教育研究				4単位	4単位
教育課程編成研究				2単位	2単位	
専門科目		14単位	18単位	14単位	16単位	16単位
課題研究		8単位	8単位	8単位		
自由選択科目					8単位	8単位
合計		30単位	30単位	30単位	30単位	30単位

*外国人留学生および大学院設置基準第14条（修士課程の教育方法の特例）を適用する学生は、「学校教育実践研究」に替えて専門科目の中から4単位を修得することができる。

各コースは専門科目，課題研究，自由選択科目の部分に関して以下のような教育課程編成方針に沿ってコースワークおよび研究指導を行っている。

（1）教育実践開発専攻

① 学習開発コース

学習開発コースでは，公教育に携わるものとして，理論と教育現場の現代的な課題をふまえて教育実践を行うことのできる，高度な指導力と実践的な学校教育研究力を備えた初等教育教員を養成する。

「学校教育実践学領域」「特別研究課題領域」の科目群では教育学，「学校教科実践学領域」の科目群では教科教育学の知見に基づき，学校教育における子ども理解，教育実践の諸課題，教育課程・方法等に関する高度な理解，教育実践事例の検証を通じて，学校教育の理解，教授方法等の分野の資質形成を目指す。

② 臨床心理コース

臨床心理コースでは、臨床心理士資格認定試験の受験資格取得に必要な科目群の学修を通して、臨床心理学の専門的な理解を深めることを目指す。

「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ・Ⅱ」「心理統計法特論」「精神医学特論」「心理療法特論」「臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ」の科目では医療、司法、教育などあらゆる場で働く臨床心理士としての高度な専門性と実践力を獲得する。「教育心理学特論」「スクール・カウンセリング事例研究」「学校臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」などの科目では特にスクール・カウンセラーとしての高度な専門性と実践力を獲得する。

③ 発達臨床コース

発達臨床コースでは、心身の障害等で特別な支援を要する子どもを対象とした特別支援学校の教員や学校での心理教育的援助者に求められる高度な教育実践力と学校教育研究力を養う。

特別支援教育に関する科目（「特別支援教育学特論Ⅰ・Ⅱ」「特別支援教育心理学特論Ⅰ・Ⅱ」など）および学校心理士の資格取得に関わる専門科目（「教育臨床心理学特論」「学校カウンセリング演習」など）の深い学修を踏まえ、子ども理解、教育実践諸課題、指導・支援法等に関する高度な理解、実践的検証を通じて、特別支援教育や心理教育的援助のための資質形成を進める。

(2) 教育内容開発専攻

① 言語系教育コース（国語教育分野）

言語系教育コース（国語教育分野）では、①教科に関する専門的知識・技能、②高度な授業実践力、③国語科に関する研究能力を備えた人材を育成する。

「国語科内容構成研究特論」においては国語学、国文学、漢文学、書写・書道の各分野の教材（学習材）を専門的観点から深く学修する。また、「国語科教育法特論」「国語科授業研究」などにおいては、国語科教育学、国語科教育内容学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて国語科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域の専門性を獲得する。「課題研究」によって、専門的実践的な修士学位論文作成の素地を形成する。

② 言語系教育コース（英語教育分野）

言語系教育コース（英語教育分野）では、高度な英語運用力を基盤としながら、深くかつ幅広い専門知識、高い教科指導力、実践的な学校教育研究力を備えた英語科教員の育成を目指す。

「英語科内容構成研究特論Ⅰ～Ⅳ」では英語学、英米文学の各分野の専門的な内容を深く学修する。また、「英語科教育法特論Ⅰ・Ⅱ」「英語科授業研究」「英語科教材開発研究特論」などにおいては、英語科教育学、英語科教育内容学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて英語科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域

の専門性を獲得する。

③ 社会系教育コース

社会系教育コースでは、社会科の3分野、「歴史」、「地理」、「公民」の教科内容についての深くかつ幅広い専門知識、高い指導力、実践的な学校教育研究力を備えた社会科教員の育成を目指す。

「社会科内容構成研究特論」においては歴史学、地理学、社会学、哲学・倫理学の各分野の専門的な内容を深く学修する。また、「中等社会科内容開発研究」「社会科教育法特論」「社会科教材開発研究特論」などにおいては、社会科教育学、社会科教育内容学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて社会科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域の専門性を獲得する。

④ 数理系教育コース

数理系教育コースでは、計算や数式・図形を理解・操作する能力及び論理的思考力を身につけ、数学についてより深く理解し、問題や課題を見つけて教材化する力を持ち、的確な授業構成・展開及び指導、その効果の検証等ができる教員の育成を目指す。

「数学科内容構成研究特論」においては代数学、幾何学、解析学、応用数学、離散数学の各分野の専門的な内容を深く学修する。同時に、「数学科教育法研究特論」、「数学科教材開発研究特論」などにおいては、数学科教育学の理解、および教育実践事例の検証を通じて数学科の授業構成の原理を学修し、教材開発、指導スキルなどの幅広い専門性を獲得する。

⑤ 自然系教育コース

自然系教育コースでは、中学校を中心に小学校・高等学校の理科教師として必要な自然科学に関する専門的な知識を習得する。さらに、豊かな自然環境に恵まれた山陰地域をフィールドとして最大限に活用し、子どもの知的好奇心を刺激するとともに、自然を探究する楽しさを実感させる確かな学力を育成するための効果的な指導法について学ぶ。

「理科内容構成研究特論」においては物理学、化学、生物学、地学の各分野の専門的な内容を深く学修する。また、「理科教育法特論」「理科教材開発研究特論」などにおいては、理科教育学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて理科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域の専門性を獲得する。

⑥ 生活系教育コース（技術教育分野）

生活系教育コース（技術教育分野）では、ものづくり・情報などに求められる専門的な知識と高度な技術を身につける。さらに、技術科における確かな教育実践力と学校教育研究力を備えた教員を育成することを目指している。

「技術科内容構成研究特論」においては木材加工、電気、機械、情報の各分野の専門的な内容を深く学修する。また、「技術科教育法特論」「技術・工業科教材開発研究特論Ⅰ・

Ⅱ」などにおいては、技術科教育学、技術科教育内容学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて技術科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域の専門性を獲得する。

⑦ 生活系教育コース（家政教育分野）

生活系教育コース（家政教育分野）では、人間が生活していく上で基本となる衣・食・住・家族・保育や家庭経営に関する専門的な知識と高度な技術を身につける。さらに、家庭科における確かな教育実践力と学校教育研究力を備えた教員を育成することを目指している。

「家庭科内容構成研究特論」においては食物学、被服学、家庭経営学、保育学、住居学の各分野の専門的な内容を深く学修する。また、「家庭科教育法特論」「家庭科教材開発研究特論」などにおいては、家庭科教育学、家庭科教育内容学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて家庭科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域の専門性を獲得する。

⑧ 健康系教育コース

健康系教育コースでは、保健体育教員としての専門知識と教科指導力を基盤としながら、保健体育科教育内容学の高度な理解と実践的な学校教育研究力を養い、高度な教科指導力を備えた保健体育教員を育成することを目指す。

「保健体育内容構成研究特論」においては、授業実践の観点から、体育学、運動学、学校保健の各分野の理解をさらに深めていく。また、「保健体育科教育法特論Ⅰ・Ⅱ」「保健体育科教材開発研究特論」などにおいては、保健体育科教育学、保健体育科教育内容学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて、保健体育科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域の専門性を獲得する。

⑨ 芸術系教育コース（美術教育分野）

芸術系教育コース（美術教育分野）では、美術全般にわたる極めて高い専門性と教員としての専門的力をあわせもち、教育現場の課題を自ら捉え、適切かつ速やかに対応することができる美術教員を育成することを目指す。

「美術科内容構成研究特論」においては絵画、彫刻、デザイン、工芸、美術史・美術理論の各分野の専門的な内容を深く学修する。また、「美術科教育法特論」「美術科教材開発研究特論」などにおいては、美術科教育学、美術科教育内容学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて、美術科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域の専門性を獲得する。

⑩ 芸術系教育コース（音楽教育分野）

芸術系教育コース（音楽教育分野）では、高い専門性と資質を備え、学校教育現場で指導的役割を果たす音楽科担当教員を養成するために、以下のカリキュラムを組んでいる。

「音楽科内容構成研究特論」においては声楽、器楽、指揮法、作曲、音楽学の各分野の専門的な内容を深く学修する。また、「音楽科教育法特論」「音楽科教育特殊研究」「音楽科教材開発研究特論」などにおいては、音楽科教育学、音楽科内容学の高度な理解、および教育実践事例の検証を通じて、音楽科の構成原理を学修し、指導法開発、教材開発などの幅広い領域の専門性を獲得する。

Ⅲ 修士論文（研究成果）の審査および学修成果

本節では、修士論文（研究成果）の審査および研究活動に必須の研究倫理に関する指導状況、並びに学修成果の公表状況について述べる。

1. 修士論文または「特定の課題についての研究」（以下、修士論文等）成果の審査

修士論文等を提出することができる者は、専攻共通科目、専門科目、課題研究、自由選択科目の科目群から所定の単位を30単位以上修得した者、または修得見込みの者である。修士論文等の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに修士論文等を提出する。各コースは、修士論文等について主査1名および副査2名または3名の修士論文等審査委員候補者を研究科長に推薦する。その後、研究科委員会によって修士論文等審査委員が決定される。修士論文等の審査および試験は審査委員が主査の総括のもとに行う。なお、本研究科では学際的研究を奨励しており、平成26年度には1年短期履修コースの学生1名に対し、臨床心理コースの教員が副査となって指導を行った実績がある。

修士論文の審査基準は、以下の表の通りである。

表3 修士論文審査基準

基本要件
1. 修士論文の審査を受ける者が、島根大学大学院教育学研究科のディプロマ・ポリシーで定められた資質・能力を満たしていること 2. 修士論文が申請者自身の単著であり、他者の著作権を侵害していないこと 3. 島根大学の定める研究倫理が遵守されていること
論文の構成および内容
1. オリジナリティがあり、当該分野の教育・研究の発展に貢献する内容であること 2. 研究の目的、方法、先行研究の検討、結論が明記され、いずれも適切であること 3. 構成が適切で、論理的な展開がなされていること 4. 表記、文章表現、引用、参考文献、注等の記述が適切であること

また、「特定の課題についての研究」は、修士論文の代替として現職教員1年短期履修コースに課される研究成果のまとめである。審査にあたっては、現職教育支援センターの兼任教員が主査を務め、副査については1年短期履修コースに在籍する学生の研究内容に関する専門の教員2名（または3名）が務めることとしている。

研究倫理に関しては、ストレートマスターの学生全員に対しTA研修会にて教育を行って

る。研究に関する不正、個人情報管理など研究に直結する内容の他、ハラスメント、人権など、人を研究対象とするにあたっての基本的な倫理に関しても伝えている。また、特に臨床心理コースにおいては修士論文で心理療法事例を素材とすることも多く、事例を文章化し公表する際の個人情報の取り扱いについて個別に指導を行っている。

2. 学修成果

平成26年度の本研究科における標準修了年限内の修了率は100パーセントであり、すべての院生が専修免許を取得している。また、臨床心理学を修了した者のみに受験資格が与えられる「臨床心理士」資格の合格率は、平成26年3月修了生で77.8%であり、全国平均の60.4%を大きく上回っている。これらのことから、本研究科が、一定の期限内に高い学習成果を挙げていると判断できる。また、全学IR室が実施している修了時の学習満足度調査における「教員の教授方法に対する満足度」の項目では、平成25年度までの3年間の平均で3.45/4という高いポイントを示しており、学習成果の基礎となる教員の指導に対する高評価が得られている。

また本研究科では、学位授与方針に基づき、平成28年度から新設する教職大学院の先取りとして、研究のための実習を行っている（詳細は「独自の取り組み」に後述）。その成果発表として行われる、1年次の学校教育実践研究中間発表（9月）および同成果発表（3月）は、動画として記録され、附属学校園へ配布されるほか、学校教育実践研究成果発表抄録集としてまとめ、広く公開している。全教育課程修了時に審査を受けた修士論文は、教育学研究科修士論文抄録集に、また1年短期履修コースにおいても、課題研究成果論集として、その成果を広く公表している。また、個人の相談事例を研究対象とすることの多い臨床心理コースにおいては、守秘や個人情報の保護を徹底した心理臨床・教育相談室紀要にすべての修了生が研究成果を発表している。以上のうち、1年短期履修コースの抄録集および心理臨床・教育相談室紀要の2冊子は、いずれもISSN番号を取得し、質の高い学習成果としての客観性を担保している。

(1) 国際通用性

平成26年度在学生の研究業績としては、論文に関しては学内紀要への投稿が16本、学会誌等の査読付き論文の採択が5本、査読無し論文が2本であり、学会等での研究発表は22件であった。うち、外国語論文（査読付き）は2本、海外での研究発表は3件あり、その他の業績に関しても国内発表とはいえ、国際的に通用する学会および学会誌に対するものも含み、研究の質の高さは保証されている。また、平成25年度入学生1名と教員による発明に対して特許が認められており、現在も同学生を含むグループによる1件の発明が特許出願中である。このことは、本研究科における研究および研究指導が、国際的に通用する成果を生み出していることの証左であろう。

また、平成26年度には、外国人学生及び研究生も2名在学している。彼らは外国人学生、日本人学生の双方が英語、日本語といった個別言語の違いを超えた言語一般、あるいは異文化間コミュニケーション自体についての理解を深める実際的な機会を提供している。内1名は、海外での教職従事者であり、海外の教育方法および内容に関する情報提供源となり、院生の教育に対する国際的視野の獲得に寄与している。

研究の内容を見ても、山陰地方に伝わる神話を扱った外国人学生による研究の他、現代の日本人のこのころの特徴を思わせる事例研究などがいくつかある。それらの研究は、日本文化や日本人の特徴を深く掘り下げ、客観視することで、日本を国際的な視野から相対化することにつながる研究である。

以上から、本研究科における研究やおよび学位は国際的に通用する水準にあると言える。

(2) 独自の取組

本研究科が行っている独自の取組2点について、研究の質保証および公表について述べる。

① 大学院における教育実習

教育学研究科では、新たな時代の学校教育を担う人材育成と教育専門職の高度化をめざして平成20年度に改組を行い、新しいカリキュラムをスタートさせた。このカリキュラムの中では、ストレートマスターコースの大学院生に教育実習（「学校教育実践研究」）を必修科目として課している。（ただし、外国人留学生および大学院設置基準第14条（修士課程の教育方法の特例）を適用する学生についてはこの限りではない。）大学院での教育実習を構想したねらいは、「大学における研究上の知と地域や学校等が蓄積している経験知の融合を図りながら、学校教育が直面する実践的課題を解決することによって、大学院生に学校教育研究力のパラダイムを習得させること」にある。これは同時に、様々な課題を抱える地域の教育現場を支援するという大学院に求められている社会的使命を果たすことにもつながるものである。

大学院教育実習の中では、学生に、学部段階の教育実習で習得した「学校教育実践力」を基盤としながら、「授業研究力」を中心とする「学校教育研究力」を修得させることを目指している。具体的には、学生には各自の問題意識をもとに研究テーマを設定し、大学の指導教員及び附属担当教員の指導のもと研究計画を策定し、主体的かつ継続的に教育実践研究に取り組むことを求めている。実習は原則として、附属学校で行われることとなっており、各学生の指導には大学指導教員（1名以上）に加えて、附属担当教員（1名以上）が当たっている。

実習の量的、質的な保証の観点においては、学生には120時間程度の実習時間を求めるとともに、その内実を大学指導教員の事前・事中・事後指導のもとでポートフォリオという形で記録させ、提出させている。実習時間には、①附属学校における観察実習、教壇実習、②実習に関わる学校内外での活動（資料収集、教材研究、指導案作成、教材・教具の作成、授業後の反省、分析、課題の抽出）、③附属学校園の教員との打ち合わせや授業協議、④学会や研究会での成果発表（移動時間は含めない）に費やした時間を含めている。また年2回の中間発表、成果発表を課すことで、発表会の運営や口頭発表に関する技術を高めるとともに、指導教員以外の研究科教員、附属学校教員、外部の現職教員などからの指導を受ける機会を生み出し、研究内容の更なる質的向上をはかっている。評価についても実習過程だけでなく、中間発表、成果発表での内容、作成されたポートフォリオの質などをもとに研究科指導教員、附属学校指導教員、大学院学校教育実践研究推進チームの三者による総合的、かつ多方面にわたる評価体制を取っている。

近年、本教育実習における教育研究の成果を国内、海外の学会で発表する学生も多く、前述した研究発表の業績の中にも、本教育実習における教育研究の成果に基づくものは多い。これは本教育実習における研究成果が一定の研究的価値を持ち得ている証左であり、研究科全体として得られた研究成果を広く外部に発信する取り組みを行っているといえる。

② 現職教員1年短期履修コースの設置

現職教員の資質向上に資するため、「大学院設置基準第3条第3項」の規定に基づき、現職教員用の「1年短期履修コース」を設置している。これは、鳥取・島根両県教委からの派遣による現職教員用のコースであり、教育現場と大学院教育との一体的な教員養成の高度化に向けた取り組みとして特筆できる。鳥取県教委は同県からの派遣教員分の授業料も負担している。

本コースの平成26年度在籍者数は8名で、修士論文に代わる課題研究の成果は教育界から高い評価を受けている。本項前文でも述べたが、平成26年度の本課題研究成果論集がISSNを取得していることから、その客観性が伺える。

IV おわりに

教職大学院に準ずる教育課程の編成を標榜して平成20年度に改組した本研究科は、大学院における教育実習をいち早く教育課程に組み入れ、「研究としての教育実習」の実践研究を通して、数多くの現代的教育課題の解決を試みてきた。また、現職教員を対象とした「短期1年コース」を開設することで、高度な教育・研究課題の解決を試みるとともに、ストレートマスター院生へのメンターの役割を担い、学部学生への学修支援機会の創出も実現した。これらの蓄積が、平成28年度からの本研究科における教職大学院新設への敷石となったことは疑いようもない。本稿はその意味で、単に平成26年度の本研究科における教育の質保証に関する論考に止まらず、教職大学院設置への前段階、いわば本研究科の「プレ教職大学院期」ともいえる様々な教育試行の省察論考でもある。

学部では、すでに平成16年度に山陰両県の教員養成基幹学部として学校教員養成に特化し、学外での体験学修を積極的に取り入れて地域連携を推進してきた。教育学研究科においても山陰地域における唯一の教員養成高等教育機関として、鳥根・鳥取両県教委との一層の連携・協働を行い、現職教員を含めた教員養成の高度化を実現する必要がある。そのために、本学部(研究科)と鳥取・島根両県教委との連携による『山陰教師教育コンソーシアム』を、平成27年12月に発足させた。このコンソーシアムでは、教職に対する社会的ニーズや地域・学校の現代的教育課題を抽出しながら、大学院教育カリキュラムそのものの開発を行い、平成28年度から開設する教職大学院(本教育学研究科「教育実践開発専攻」)に、その成果の還元を試みる予定である。

『山陰教師教育コンソーシアム』は、平成27年11月の中教審教員養成部会で、教育委員会と大学等との協議・調整のための体制として提案された「教員養成協議会」に相当するもので、1大学が同時に複数の県教委と連携を行うのは、全国でも本研究科が唯一の事例である。この連携のもとで、教員自らの職能成長段階に応じた課題発見のてがかりや参照点となる「教育指

標」の共同立案を推進し、地域における高度な教育力の向上を実現していかなければならない。また、これらの教育指標の到達度を客観的に把握するためのシステムを構築し、実用化する必要がある。例えば、教育学部で採用している電子版ポートフォリオ「プロフィールシートシステム」の汎用性を高め、教育学研究科で設定した教育指標の到達度を可視化できるシステム（仮称『教師力ナビゲーション』）の開発を進めるなど、データを活用した自己省察力の育成を図っていく必要がある。

また『山陰教師教育コンソーシアム』では、山陰両県教育委員会関係者や現職派遣校校長、他大学教員等の21名からなる「教職大学院教育活動評価委員会」も設置される予定であり、今後、教育学研究科における教育の質保証は、本委員会において総合的に検証されることになるであろう。

参考文献

- 1) 『平成26年度 履修の手引き』 島根大学教育学研究科
- 2) 『大学院教育実習について』 島根大学教育学研究科